

# 児童手当の現況届は6月中に提出を

現在児童手当を受けている方は、6月中に「現況届」を提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。「現況届」の用紙は、6月中旬に発送します。

下記の日程で受付を行います。来庁できない場合は随時受け付けします。また、添付書類が間に合わず、6月中に現況届が提出できない場合はご連絡ください。

なお、平成19年度(平成18年中)の所得が限度額を超え、6月以降の受給資格が消滅する方も提出が必要です。

## 〈受付日時・場所〉

| 受付場所   |      | 受付日時      |           |           |
|--------|------|-----------|-----------|-----------|
|        |      | 6月26日(火)  | 6月27日(水)  | 6月28日(木)  |
| 本庁(友部) | 大会議室 | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後7時 | 午前9時～午後5時 |
| 笠間支所   | 福祉課  | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後7時 |
| 岩間支所   | 福祉課  | 午前9時～午後7時 | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後5時 |

## 〈提出書類〉

- ①笠間市国民健康保険加入者：現況届のみ
- ②上記以外の健康保険(社会保険、共済組合、国保組合等)加入者：現況届、受給者の健康保険証の写し
- ③受給者と児童が別居している場合：現況届、別居監護申立書、児童の属する世帯全員の記載のある住民票(住民票謄本)

- ④平成19年1月2日以降に笠間市に転入された方：現況届、平成19年1月1日に住民登録していた市町村交付の平成19年度児童手当用所得証明書

## 〈問合せ先〉

本所子ども福祉課(内線164)  
 笠間支所福祉課(内線72161)  
 岩間支所福祉課(内線73173)

## 情報公開・個人情報保護制度

この制度は、個人の知る権利を尊重し、個人の権利利益の保護を図るために、市の保有する情報の公開を請求する権利、個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするものです。

笠間市では、合併当初から条例を制定し、情報公開、個人情報の保護に努めてきました。また、平成18年10月には情報公開条例を改正し、市政の透明性を高め、開かれた市政による公正で民主的なまちづくりを目指しています。

平成18年3月19日から平成19年3月31日までの制度の運用状況は次のとおりです。

- 条例が適用される以前の公文書の公開請求に対する任意の公開：1件
- 条例に基づく審議会等の会議の公開：18件
- ※市長交際費については、市のホームページで公開しています。

なお、個人情報保護条例に基づく開示・訂正・削除・利用中止請求はありませんでした。(問合せ)本所総務課(内線208)



常磐大学と市の連携協定調印式(5/24)

## こんにちは市長室です



山口市長

### 滞納

県内44市町村の中で笠間市は34位、何の順位だとも思いません。税の徴収率の順位です。最高は東海村の97.6%で、笠間市は85.6%です。言うまでもなく、納税は国民の義務です。行政は徴収を行い、公平に納めていただいた大切な税金を元に行政サービスを行います。

笠間市は現在、住民税、固定資産税等や各種料金を含め、約23億円の滞納金が発生しており、この税・料金を納めていただくよう、平成19年度より徴収員5名の増員を図ったり、自動車のタイヤロック等を導入したりして、徴収率の向上に取り組んでいます。もちろん強制的でなく、様々な事情を考慮しながら、お願いをしています。

しかし、最近の社会的な傾向として、納税意識の低下、公共料金や給食費の未納等が全国的に問題化している中で、悪質な場合については、厳正な対応をしてまいります。市民の皆様には、徴収に対するご理解をお願いします。

一方で、行政は常に税金の徴収と使用について、重要性を認識し、コスト意識を持って行政サービスに努めていくことが必要です。

【平成18年度中学生の税に関する標語】  
 ☆水戸国税モニター会長賞  
**「納税ですてきな未来の街づくり」**

笠間中3年(受賞時) 園部 文香さん

山口市長

山口伸樹